

上三川町デジタルアーカイブ化等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は令和7年度に上三川町が町政70周年を迎えるに当たり、70周年での出会いや交流を通じて、今一度、自分たちの町に目を向け、上三川町の魅力を発見・発掘・認識するため、町が保有する写真等をデジタルアーカイブ化する業務等を委託する事業者(受託候補者)について、サービスの品質・企画内容、価格等を総合的に比較考慮する公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続きに必要な事項について定める。

2 業務委託の概要

- (1) 業務委託の名称 上三川町デジタルアーカイブ化等業務委託
- (2) 業務内容 上三川町デジタルアーカイブ化等業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。
- (3) 履行期限 契約締結の日から令和8(2026)年3月20日(金)まで
- (4) 委託契約金額の上限額 5,300,000円(消費税及び地方消費税を除く)

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 上三川町入札参加資格者名簿に、登録されている者であること。
- (2) 上三川町建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく、指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく、更生手続開始の申立てがなされていない者であること及び、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 上三川町暴力団排除条例(平成24年上三川町条例第30号)第2条に規定される暴力団、暴力団員、暴力団員等、または上三川町暴力団排除条例施行規則第2条に規定される密接関係者でないこと。
- (6) 情報セキュリティの観点から、情報セキュリティマネジメントシステム認定基準(ISO/IEC27001)またはプライバシーマークの認定を受けている者であること。

4 実施方法

(1) 選定委員会の設置

プロポーザルにおける事業者の審査及び選定を行うため、上三川町デジタルアーカイブ化等業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱により、選定委員会を設置する。

選定委員会は、プロポーザルへの参加を希望する事業者(以下「参加申込事業者」という。)から提出された企画提案書等及びプレゼンテーションを審査して、総合的に評価して、もっとも評価の高い参加申込書を最終受託候補者として選定する。

5 実施スケジュール

プロポーザルによる受託候補者の選定は、次の日程により実施する。
なお、日程については現在の予定であり、状況により変更となる場合がある。

項 目	日 時
公募開始の公告	令和6年4月8日(月)
質問書提出期限	令和6年4月19日(金)15時必着
質問書の質問内容及び回答 事項のHP掲載日	令和6年4月23日(火)
参加表明書提出期間	令和6年4月26日(金)15時必着
参加資格の確認結果通知	令和6年4月30日(火)
企画提案書等提出開始	令和6年4月30日(火)
企画提案書等提出期限(※1)	令和6年5月10日(金)15時必着
プレゼンテーション 業務委託先の選定	令和6年5月15日(水)
審査結果通知・公表	令和6年5月16日(木)
業務委託契約締結予定	令和6年5月17日(金)

(※1)企画提案書提出時点で4者以上の提出があった場合は、事前に選考委員会において提出書類等を確認・選定し、上位3者の受託候補者によるプレゼンテーションとする。

6 各種手続き

(1) 事務局

〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地
上三川町企画課情報広報係 担当:古口・豊田
TEL:0285-56-9117 / E-mail:kikaku01@town.kaminokawa.lg.jp

(2) 質問書の受付及び回答

プロポーザルに参加するにあたり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別記様式第6号)により次のとおり受け付けるものとする。

- ①提出期限 令和6年4月19日(金)15時必着
- ②提出場所 事務局(上三川町役場2階企画課情報広報係)
- ③提出方法 電子メール
- ④回答方法 質問及び回答事項を取りまとめ、町HPへ掲載
- ⑤回答期日 令和6年4月23日(火)

(3) 参加表明書の受付

プロポーザルに参加を希望するものは、次のとおり参加申込書等を提出すること。

- ①提出期限 令和6年4月26日(金)15時必着
- ②提出場所 事務局(上三川町役場2階企画課情報広報係)
- ③提出物 参加申込書(別記様式第1号)
参加資格要件確認申請書(別記様式第2号)
- ④提出方法 電子メール又は持参、郵送(郵送の場合は書類書留に限る。)
- ⑤参加辞退 参加表明書提出期限後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること

(4) 参加資格の確認

参加表明書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を次のとおり通知する。ただし、企画提案書の受付期間において、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

- ①通知日 令和6年4月30日(火)
- ②通知方法 電子メール

(5) 企画提案書等の作成

企画提案書は、仕様書を熟読のうえ、次のとおり作成すること。

- ① 企画提案書の用紙は、原則としてA4用紙を使用することとし、A3用紙を使用する場合は、A4サイズに折り込むこと。なお、枚数制限はなしとする。
- ② 企画提案書の様式は任意とするが、次の事項を含めて作成すること。なお、掲載順序は任意とするが、企画提案書の副本は無記名(会社名)とすること。

ア 企画内容

企画・制作コンセプト

イ 制作課題

「仕様書」より①写真・電子画像管理サイト、②町政70周年記念誌、
③町政70周年記念動画、④70周年記念ポスター・アニバーサリーロゴについて、イメージやコンセプトが分かるもの

ウ 業務スケジュール、工程表

エ 業務実施体制調書(別記様式第3号)

オ 類似事業の業務実績 ※内容が確認できる形で提出すること。

カ 見積額(総額、内訳、諸経費、消費税を明記すること。)

- ③ 企画提案書は1者1種類とする。
- ④ 企画提案書の提出部数は、正本1部、副本7部とする。
なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名(会社名)を記入しないこと。
- ⑤ 提出の際、上三川町長宛ての見積書を正本1部(代表者印を押印)提出すること。
また、見積書は企画提案書の見積額と整合させること。なお、見積書は、本業務委託料と、参考見積書としてランニングコストとなる管理サイトサーバー費用(保守料含む。令和6・7年度の2か年分)をそれぞれ提出すること。
- ⑥ 参加辞退 参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

(6) 企画提案書等の提出

企画提案書は、次のとおり提出すること。

- ① 提出期限 令和6年5月10日(金)15時必着
- ② 提出場所 事務局(上三川町役場2階企画課情報広報係)
- ③ 提出物 企画提案書(正本1部、副本7部)
見積書(正本1部)
- ④ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書類書留に限る。)
- ⑤ 受付時間 平日8時30分から17時15分まで(提出期限日は15時まで)

(7) その他提出書類の取扱いについて

- ① 提出期限後において、提出書類等の変更、差替え、再提出もしくは撤回は認めない。
- ② 企画提案書等は、審査に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- ③ 提出された企画提案書等の書類は、審査終了後も返却しない。また、上三川町情報公開条例(平成13年上三川町条例第21号)の規定による、開示請求の対象となることがある。

7 審査及び受託候補者の選定方法等

審査は、参加申請書が応募要件に該当する旨を確認した後、別に定める委員により組織された選考委員会を設置し行う。

(1) 審査方法

① 企画提案書

書面により提出された企画提案書の内容を、別表の審査項目及び評価基準に基づき評価・採点する。

② プレゼンテーション

参加事業者を対象としてプレゼンテーション審査を実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。

ア 実施日・会場 令和6年5月15日(水)午前中

※詳細な時間、会場は、参加事業者に対し通知する。

イ 実施方法

a プレゼンテーションの時間

全体で40分程度とする。内訳はプレゼンテーションを30分以内とし、質疑応答を10分程度とする。

b 順番

プレゼンテーションを行う順番は、企画提案書の受付を行った順とする。

c 使用機材

プロジェクター及びスクリーンは本町で用意する。

d 出席者

「実施体制調書(別記様式第3号)」に記載された業務責任者が必ず出席し、参加事業者の社員5名以内とする。

・(2) 受託候補者の選定

評価点については、100点満点とし、各評価分類の配点は次のとおりとする。

対象物	審査項目	着眼事項	配点
企画提案書	企画・制作コンセプト	仕様書に示したとおり、本業務の目的やテーマを勘案し、提案者の考えや工夫が具体的に示されているか	10
	類似事業の業務実績	過去の同種又は類似で良好な実績をあげているか	10
	見積額	業務内容に見合った適切な金額であるか	10
	工程表 スケジュール	作業工程について具体的かつ実現可能性があり、特に作業ごとに詳細なスケジュールが示されているか	10
制作課題	①写真・電子画像管理サイト	町保有の写真・画像データのデジタル化方法や画像の集め方などは適切な内容となっているか。 デジタル化した後の管理するサイトは、使いやすい内容となっているか。	20
	②町政70周年記念誌	写真を中心に70周年振り返り構成となっており、過去に作成した50周年誌・60周年誌と一体で見ることで町の歴史・変遷が分かるような内容になっているか。	15
	③70周年記念動画・70周年記念ポスター・アニバーサリーロゴ	70周年記念式典で来場者へ、上三川町の歴史・変遷など紹介し、未来に繋がるような案となっているか。 70周年を町民の皆様の目を引き、PRするのに相応しい内容となっているか。 投票により決定するアニバーサリーロゴ案の作成コンセプトは70周年に相応しい内容で考えているか。	15
	独自提案	デジタルアーカイブ化業務の利便性向上や、70周年記念事業PRに係る独自の提案があるか	10

① 選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査・評価・採点し、最も高い者を受託候補者第1位として選定する。

ただし、第1位の受託候補者との契約締結交渉において合意に至らなかった場合、又は、第1位の受託候補者が前記「3 参加資格」の要件を満たさなくなったとき、もしくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、第2位の受託候補者と交渉を行うものとする。

② 参加申込事業者が1者のみの場合や、企画提案書を提出する参加事業者が1者のみとなった場合であっても、本プロポーザルでの選定は実施する。

その場合、評価点の合計が6割以上でなければ、事業者として選定しない。

8 審査結果の通知と公表

(1) 結果の通知

受託候補者として選定した事業者には「プロポーザル選定通知書(別記様式第4号)」を、選定されなかった事業者には「プロポーザル非選定通知書(別記様式第5号)」を送付する。

① 通知日 令和6年5月16日(木)

② 通知方法 郵送

(2) 結果の公表

審査結果については、受託候補者選定後、順位及び点数と町ホームページにおいて匿名で公表する。ただし、第1位の受託候補者となった事業者は、会社名も公表する。なお、この選定に関する異議等については、一切受け付けない。

① 公表日 令和6年5月16日(木)

9 その他の事項

次の(1)～(5)のいずれかに該当した参加事業者は、失格とする。

(1) 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合、又は、満たさないことが明らかになったとき。

(2) 提出された書類に虚偽の記載があったとき。

(3) 提出書類等を実施要領等に定められた提出方法及び、提出期限を守らなかったとき。

(4) 審査の公平性を欠くような行為があったとき。

(5) 提案見積額が、「2 委託業務の概要」中、「(4)提案見積金額の上限額(消費税及び地方消費税を除く)」を超えているとき。